

諫早市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和2年3月30日

諫早市監査委員	谷	口	啓
諫早市監査委員	森	口	恭子
諫早市監査委員	北	坂	秋男

令和元年度財政援助団体（補助金交付団体）及び 公の施設の指定管理者監査結果報告

1 監査の対象

① 補助金交付団体監査

- ・社会福祉法人諫早市社会福祉協議会
- ・諫早市健康福祉部福祉総務課、高齢介護課、障害福祉課（補助金の所管課）

② 指定管理者監査

- ・社会福祉法人諫早市社会福祉協議会（指定管理施設：諫早市社会福社会館、諫早市上山荘南館）
- ・諫早市健康福祉部福祉総務課（諫早市社会福社会館の所管課）
- ・諫早市健康福祉部高齢介護課（諫早市上山荘南館の所管課）

2 監査の期間

令和2年1月27日（月）から2月14日（金）まで

3 実地監査

令和2年2月3日（月）

（実施場所：諫早市社会福社会館、諫早市上山荘南館）

4 監査の方法

監査の実施にあたっては、都市監査基準に基づき、平成30年度における社会福祉法人諫早市社会福祉協議会の出納その他の事務の執行で、諫早市福祉団体等支援事業費補助金に係るもの、諫早市社会福社会館及び諫早市上山荘南館の指定管理者に係るものについて、当該団体から提出された収支決算書及び事業報告書等の資料、また、提示のあった出納関係帳票及びその他の関係書類に基づいて、帳簿突合その他必要と認める監査手続を実施し、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

また、当該団体が指定管理を行っている諫早市社会福社会館及び諫早市上山荘南館の実地監査を行い、その際、必要に応じて関係職員から事情を聴取した。

所管課については、提出された関係書類に基づき、上記補助金及び当該指定管理に対する事務が適正に行われているか監査を行った。

5 監査の着眼点

（1）補助金交付団体

- ① 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金の交付申請、実績報告等は符号するか。
- ② 補助金交付申請書の提出、補助金の請求及び受領は適時に行われているか。
- ③ 事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。
- ④ 補助金が補助対象事業以外に流用されていないか。
- ⑤ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- ⑥ 補助金に係る収支の会計計理は適正か。
- ⑦ 会計処理上の責任体制は確立しているか。
- ⑧ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期は適切か。

(2) 補助金交付団体（所管課関係）

- ① 補助金の決定は法令等に適合しているか。
- ② 補助金に関する規程等の内容は明確か。
- ③ 補助金の交付目的及び補助金対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ④ 補助金の額の決定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- ⑤ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。
- ⑥ 補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- ⑦ 補助金の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(3) 指定管理者監査（指定管理者関係）

- ① 指定管理者は、関係法令の定めるところにより、施設を適切に管理しているか。
- ② 協定等に基づく指定管理者の義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
- ④ 団体の規約によって会計担当者が任命されており、正規の会計担当者が指定管理者の公金の出納事務を行っているか。
- ⑤ 規約で監事が決められており、内部監査、決算監査が行われているか。
- ⑥ 利用料金制を採っている場合、利用料金の収納は適正に行われているか。

- ⑦ 指定管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書等の整備、保存は適切になされているか。
- ⑧ 他の事業との会計区分は明確になっているか。
- ⑨ 事業報告書は適正に作成されているか。また、事業報告書の提出は期限内になされているか。

(4) 指定管理者監査（所管課関係）

- ① 指定管理者の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- ② 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- ③ 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について議会の議決を経ているか。
- ④ 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。
- ⑤ 指定管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ⑥ 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。
- ⑦ 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。
- ⑧ 指定管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適切に行われているか。
- ⑨ 事業報告書の点検は適切に行われているか。
- ⑩ 指定管理者に対し適宜かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑪ 指定管理者の管理運営について評価・検証は適切に行われているか。

6 監査の結果

平成30年度における社会福祉法人諫早市社会福祉協議会の出納その他の事務の執行で、当該補助金に係るもの及び所管課の当該補助金に係る事務、当該指定管理に係るもの及び所管課の当該指定管理に関する事務については、おおむね適正に執行されており、特に指摘すべき事項等は見受けられなかった。

なお、監査の際に散見された軽微な注意事項については、関係職員に対し口頭でその改善を求めた。